

令和 年 月 日

社労士会労働紛争解決センター東京  
センター長 殿

あっせん手続申立人\_\_\_\_\_⑩

## あっせん手続に係る説明書面受領届

私は、社労士会労働紛争解決センター東京から、下記の事項（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第14条関係）について別途説明した書面を受領するとともに、その内容について具体的な説明を受け了承いたしました。

### 記

- 1 センターが行うあっせんの目的及び方法
- 2 あっせん委員の指名に関する事項
- 3 費用報酬に関する事項
- 4 あっせん手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
- 5 あっせん手続申立書の相手方への開示に関する事項
- 6 あっせん手続において、陳述される意見若しくは提示される資料、期日調書及び事件に関する書類並びに事件の報告書に記載されている紛争の当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法
- 7 紛争の当事者があっせん手続を終了させるための要件及び方式
- 8 あっせん委員があっせん手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該あっせん手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知すること
- 9 紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要